

道路予定区域における 時間貸し駐車場事業者 募集要項

令和7年10月

世田谷区 土木部 工事第一課

《 目 次 》

1. 募集の概要	
1-1 募集の要旨	P 1
1-2 駐車場の位置・面積等	P 1
1-3 利用用途	P 1
1-4 事業期間	P 2
1-5 占用料	P 2
1-6 応募資格要件	P 3
1-7 留意点	P 4
2. 募集手続き及びスケジュール	
2-1 駐車場開設までの流れ	P 5
2-2 応募書類の提出	P 5
2-3 質疑応答	P 5
2-4 所在地の確認	P 5
2-5 事業者の者決定	P 6
2-6 その後の概略日程	P 6
3. 応募内容及び応募書類	
3-1 応募書類	P 7
3-2 必須記載事項	P 7
3-3 その他	P 8
4. 道路占用許可申請者の決定方法	
4-1 応募内容の審査	P 9
4-2 選定結果の通知及び公表	P 9
4-3 選定過程、結果に関する問い合わせ	P 9
5. 事業者決定後の提出書類や手続きについて	
5-1 時間貸し駐車場の管理運営等に関する協定書の提出	P 10
5-2 道路占用許可申請書の提出	P 10
5-3 協定書及び道路占用許可申請書の提出期限	P 10
5-4 費用負担等	P 11

その他

応募申込書、位置図 誓約書、駐車場計画書、平面図、協定書

1. 募集の概要

1-1 募集の趣旨

本件は、世田谷区（以下「区」という。）が所有する道路予定区域用地（京王線明大前駅駅前広場 以下「駅前広場」という。）の一部について、道路築造工事着手までの一定期間、当該用地において、時間貸し駐車場（以下「駐車場」という。）として整備し、駐車場事業を実施する事業者を募集するものです。

道路予定区域用地を駐車場として有効活用することにより、地域の街づくり、駅周辺の交通環境の改善及び税外収入の確保に寄与します。

応募される方は、この募集要項をお読みいただき、以下の各事項をご確認ご承知の上、お申し込みください。

1-2 駐車場の位置・面積等

土地の所在 (住居表示)	施設面積 (㎡)	台数	※最低価格 (年額) (円)	※上限価格 (年額) (円)
世田谷区 松原二丁目 617 番 15, 21、 627 番 12, 16 の一部 (松原二丁目 45 番先)	179.95 占用面積 (180 ㎡)	5 (平面図 参照)	3,114,000 円/年	13,628,520 円/年

※ 最低価格、上限価格は、世田谷区道路占用料等徴収条例の定めに基づき算出した額。

※ 最低価格未滿または、上限価格超過で応募した場合は、無効となります。

1-3 利用用途

下記条件を満足する「時間貸し駐車場」に限る。

《条 件》

- ① 事業者自らが、道路占用許可を取得し、本件駐車場の設置及び管理運営を行うこと。
- ② 無人時間貸し駐車装置等の施設、看板等の設置工事及びその付帯工事、並びに場内舗装や路面表示等の工事は事業者の費用負担とする。
- ③ 地元商店街振興組合等が地域のイベントを行うため駅前広場を利用する場合は、駐車場を空車とすること。また、イベントの開催に際してパイプ柵、車止め等の撤去及び復元が必要な場合は、事業者が行うものとする。
空車とする期間は概ね年間30日（4回程度）を見込んでいるが、イベント期間中であっても地元商店街振興組合等の利用に支障を来たさない場合は、営業可能である。
- ④ 駐車料金については、地元商店街の荷捌き利用等に供するため、入庫後、最初の20分間は課金しないこと。また、20分を超過した際の料金設定については、近傍の料金体系と著しく乖離しないよう設定すること。

- ⑤ 駐車場施設の配置等は添付の平面図のとおりとする。駐車装置等については、平坦性を確保する必要があるため、フラップ（車両移動防止装置）を設置する場合は、舗装面との段差が2 cm以下となるような駐車装置とすること。また、パイプ柵、車止め等については脱着式にすること。
- ⑥ 駐車場用地外において、道路付属物（視覚障害者誘導ブロック等）の移設等が必要となる場合は、道路法第24条の承認工事に基づき事業者が自費で施工すること。また、駐車場開設後、駐車車両の出入りに伴う道路L形側溝等の破損が発生した場合も、事業者において補修復旧すること。

1-4 事業期間

本件における駐車場の事業期間は、占用許可日から令和11年3月31日までとします。

事業者は、事業期間内に駐車装置等の撤去、舗装の復旧、移設した道路付属物の復元を完了させるものとします。

本件の初年度の道路占用期間は占用を許可した日から令和8年3月31日までとなり、次年度以降は、各年4月1日付けで占用許可を更新することになります。更新手続きは、更新日の30日前までに所定の更新申請書を提出して行います。

令和11年4月1日以降の事業の継続については、道路築造工事又はその先行関連工事が開始されるまでは、道路事業に支障をきたさない期間内で、1年以内の更新を可能とし、以降同様の扱いとなります。その場合、事業者の意向を踏まえ、前年9月末日までに更新の可否を決定します。

1-5 占用料

(1) 占用料の額

区が世田谷区道路占用料等徴収条例（以下、「条例」という。）の定めに基づき算出した最低価格以上、上限価格以下の応募価格をもって占用料の額とします。（1-2. 募集物件参照）

ただし、占用を開始した初年度または終了した最終年度の占用期間が1年に満たない場合における当該年度の占用料は、占用料の年額の月割りをもって計算します。その際、一ヶ月未満の端数があるときは、一ヶ月として繰上げ計算となります。

なお、令和9年度に同条例の改正が予定されており、占用料の年額単価の最低限度額と最高限度額が改定となることが予想されます。

条例の改正により、年額単価の最低限度額が応募価格の年額単価相当額を上回る改定となった場合は、占用料の額は、改定された年額単価の最低限度額で再計算して得た額に引き上げとなります。または年額単価の最高限度額が応募価格の年額単価相当額を下回る改定となった場合は、占用料の額は、年額単価の最高限度額で再計算して得た額に引き下げとなります。

(2) 占用料の支払い

占用料の支払いは、占用を許可した日から30日以内に当初年度分を一括して納付ください。次年度以降は、当該年度分の占用料を各年4月30日までに一括して納付ください。なお、支払い方法は、世田谷区が発行する納入通知書により納めるものとします。

(3) 占用料の還付

納入した占用料は、還付しません。ただし、区長が道路法第71条第2項第1号の規定により道路の占用許可を取消した場合は、当該占用の許可を取り消した日の属する月の翌月以降の分に相当する占用料は還付します。

(4) 占用料の督促及び滞納処分

占用者が占用料を期限までに納付しない場合は、条例の定めに基づき、督促及び滞納処分を行います。その結果、条例の規定による延滞金が徴収されますので、滞納のないようご注意ください。

1-6 応募資格要件

次の(1)～(4)の欠格条項の全てに該当せず、かつ(5)～(9)の参加条件の全てに該当する事業者が参加できます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者。
- (2) 過去3年間、東京都内において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項の規定に基づく命令を受け、同法同条第13項の規定により、公示された建築主、施工者、工事監督者、土地所有者等。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)による処分を受けている団体及び当該処分を受けたことのある団体並びにその代表者及び構成員。
世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)の第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者。前3号に掲げる者の代理人その他の協力者。
- (4) 東京都内に主たる事務所(本社・本店)を置いている者。
- (5) 過去1年間において、平坦性を確保できるよう段差が2cm以下となる駐車場を運営している者。
- (6) 令和7年10月1日時点で、駐車場の運営等において地方自治体と取引実績がある者。
- (7) 第三者事故やトラブル発生の際は、責任をもって対応できる者。

1-7 留意点

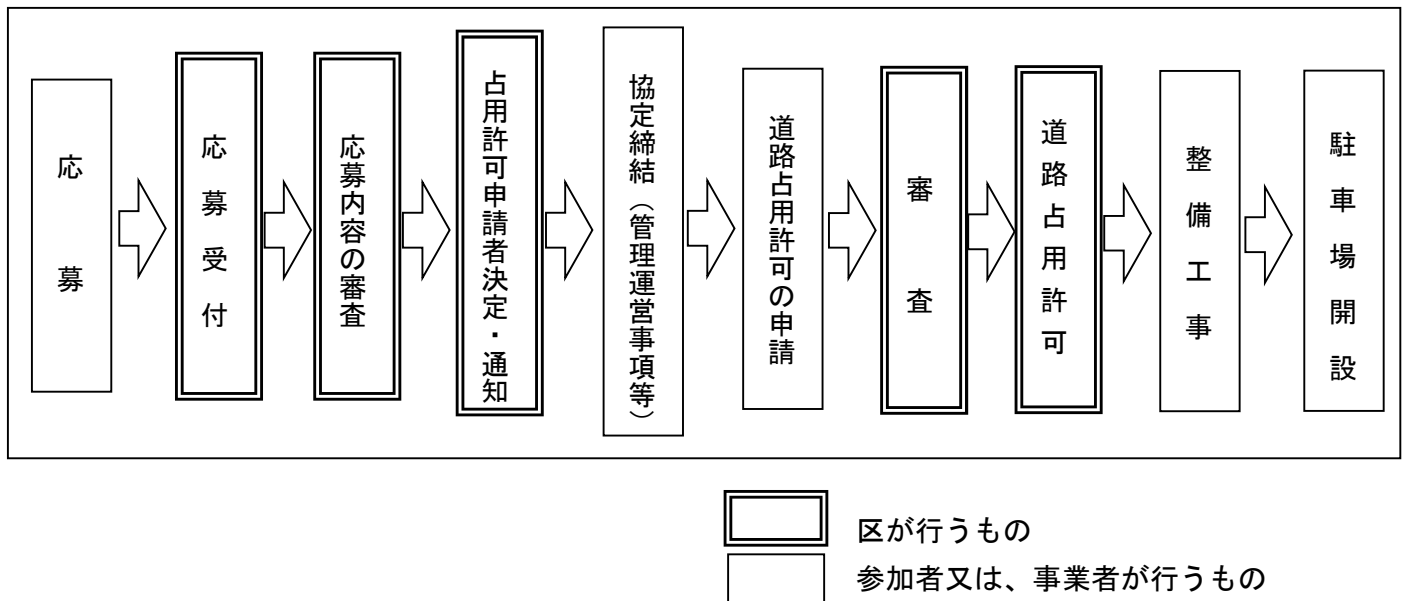
- (1) 募集物件は、道路事業予定地であり、その使用は暫定的な利用であることを理解し、次の①から④を了承したうえ応募してください。
 - ① 道路占用許可による土地利用は道路の特別使用許可であるため、占用許可

条件を遵守し、区（道路管理者）の指示に従って利用すること。

- ② 占用許可に係る権利の転貸や譲渡は出来ません。
 - ③ 占用許可期間満了の場合は期間満了の日までに、又は占用許可の取り消し
の場合は速やかに、事業者の責任において占用物件を除却し原状に回復し
なければなりません。
 - ④ 駐車場の設計に当たっては、車両等の安全な乗り入れ形態の確保など、周
辺道路の交通安全に十分に配慮してください。
- （２）駐車場に関わる設備等の設置、維持補修、撤去及び復旧等の工事を行なう場
合は、区の指示に従ってください。
- （３）駐車場に関わる設備等の設置、維持補修、撤去及び復旧等の工事が隣接する
道路の交通に支障をきたす場合は、所轄の警察署の指示に従ってください。
- （４）駐車場に関わる設備等の設置、維持補修、撤去及び復旧に要する費用は、事
業者の負担になります。
- （５）不正利用、放置車両等に関する一切の対応及び費用は、事業者の負担にな
ります。

2. 募集手続き及びスケジュール

2-1 駐車場開設までの流れ



2-2 応募書類の提出

(1) 受付期間

令和7年10月16日（木）から令和7年10月31日（金）まで

【午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）】

(2) 受付場所（担当部署）

世田谷区玉川1-20-1

世田谷区役所 二子玉川分庁舎 土木部 工事第一課 工務担当

鈴木、篠崎

電話：03-6432-7971 FAX：03-6432-7997

(3) 提出方法

受付場所において応募書類一式を提出してください。

注意：郵送・電話・FAX・電子メール等による受付は行いません。

2-3 質疑応答

ご不明点及び質疑等がある場合は、令和7年10月16日（木）から令和7年10月31日（金）まで、上記受付場所（担当部署）までお問い合わせください。以後は受け付けません。【午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）】

質疑応答内容は、ホームページに掲載します。

2-4 所在地の確認

- (1) 案内図等は、本件の募集に参加しようとする方（以下「参加者」という。）が所在地の概要を把握するための参考資料です。参加申込みを行う前に参加者ご自身において、現地及び土地に関する諸規制について必ず調査確認を行

ってください。案内図等と現況が相違している場合は、現況を優先します。

なお、現地を確認する場合は、近隣の迷惑にならないよう配慮をお願いします。

- (2) 切下げ等の道路工事が必要な場合、土木部土木計画調整課占用担当に「道路工事等施工承認申請書」を提出し承認を得る必要があります。この申請手続きについては予め参加者ご自身において確認し、事業者決定後は速やかに申請してください。また、通常、道路上の工事については、所轄警察署長の「道路使用許可」が必要となりますので、事前にご確認ください。道路使用許可に係る事務手続きは事業者が行うことになります。

- (3) 現地説明会はいりません。

2－5 事業者の決定

事業者の決定は、令和7年11月上旬に行う予定です。

2－6 その後の概略日程（予定）

道路占用許可	: 令和7年11月中旬
整備工事	: 令和7年12月上旬
営業開始	: 令和7年12月上旬

3. 応募内容及び応募書類

3-1 応募書類

(1) 道路予定区域における時間貸し駐車場事業者応募申込書（別紙）
（添付書類）

① 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）

② 財務諸表（直前決算もの。コピー可）

③ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

法人の場合 資格証明書(※)及び印鑑登録証明書(各1通)

④ 役員等名簿

⑤ 誓約書（別紙）

(※) 資格証明書：法人の登記事項を証明する書類（代表者事項証明書等）

(注) 1 共同名義で申込む場合は、共同申込者全員の添付書類が必要です。

2 申込書には、必ず印鑑登録証明書で証明された印と同じ印を押印してください。

⑥ 運営能力を証明する資料（過去1年間における実績）

○ 平坦性を確保した駐車場を運営した実績を証明するもの

○ 地方自治体との駐車場の運営に関わる請書等

(2) 計画書（別紙参照）・・・自由形式可

駐車装置については、添付の平面図を参照して配置すること。

必要に応じて、駐車装置のイラスト、パンフレット等を提出して下さい。

3-2 必須記載事項

下記(1)～(4)の事項について記載してください。（様式は問いません）

(1) 駐車場施設について

平坦性を確保できる駐車装置の選定（全体システム、駐車車両移動防止装置（設置する場合）、車止め、パイプ柵の形態等）

(2) 課金方式について

入庫後、最初の20分間の無課金方法

(3) 地域のイベント等により駐車場を一時閉鎖する場合の手順

① 周知方法

② 一時閉鎖する方法

③ スケジュール

(4) 管理方法および体制について

① 日常の管理体制

② トラブル発生時の対応

3-3 その他

(1) 応募書類の扱い等

応募書類は返却いたしません。

なお、審査の結果選定された事業者については、その名称及び登録住所地を公表する予定ですが、他の応募者に関する情報は公開いたしません。

(2) 費用の負担

この募集に関して、応募書類の作成等に要する経費は応募者の負担とします。

(3) 提案内容の変更の禁止

応募期間以後は、提出した書類の内容の変更はできません。ただし、占用許可申請者決定後に締結する「都市計画道路銚第154号線道路予定区域（明大前駅駅前広場）における時間貸し駐車場の管理運営等に関する協定書」第15条による協議等による変更は除きます。

(4) 虚偽の記載をした場合

提出した書類に虚偽の記載がある場合は、応募を無効にします。

(5) 応募の辞退

世田谷区が提案書を受理した後に辞退する場合は、すみやかに申し出て下さい。

(6) その他

応募書類に関して、不明な点がある場合は、応募者に対しての聞き取りを行う場合があります。

4. 道路占用許可申請者の決定方法

4－1 応募内容の審査

担当部署において応募書類・事業計画等の審査を行ない、必要な資格を満たしている者を選定対象とし、選定対象となった者のうち応募価格の最低価格以上かつ上限価格以内で、最高の価格で応募した者とします。

ただし、事業計画については、この時点で決定したわけではありません。占用許可申請の段階で協議等により変更が生じることがあります。

上記の審査を行い、二者以上が同額の最高価格であった場合は、くじにより決定します。

4－2 選定結果の通知及び公表

選定結果については、「事業者選定通知書」の交付により通知します。

4－3 選定過程、結果に関する問い合わせ

選定結果に対して、疑問や質問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で問い合わせ先まで提出してください。問い合わせいただいた内容について、可能な範囲で選定結果について文書で通知します。

5. 事業者決定後の提出書類や手続きについて

5-1 時間貸し駐車場の管理運営等に関する協定書の提出

(1) 「都市計画道路補助第154号線道路予定区域（明大前駅駅前広場）における時間貸し駐車場の管理運営等に関する協定書」（以下、「協定書」という。）別添の協定書を2部作成して区と事業者のそれぞれが押印の上、双方が所持します。

(2) 協定書に別途添付する資料

- ① 工作物等設置工事のスケジュール表
- ② 維持管理体制表（設置工事中、営業開始以降）
- ③ 土地利用計画図（配置図）
- ④ 現地写真
- ⑤ その他（道路管理者が必要とする資料）

※各資料の作成に際しては区担当者の指示に従ってください。

(3) 区担当者

世田谷区 土木部 工事第一課 工務担当（二子玉川分庁舎3階B33）
鈴木、篠崎

5-2 道路占用許可申請書の提出

(1) 道路占用許可申請書（3連式）1部

(2) 申請書添付書類 2部

- ① 案内図及び位置図
- ② 占用物件配置平面図
- ③ 駐車機器等埋設断面図
- ④ 占用物件詳細図（駐車機器の基礎構造図、平面図、側面図、必要に応じて断面図等）
- ⑤ 施工時の仮設物や誘導員の配置等の保安対策図
- ⑥ 事業者選定通知書（写）

※各資料の作成に際しては区担当者の指示に従ってください。

(3) 道路占用許可申請書の提出先

世田谷区 土木部 土木計画調整課 占用担当（二子玉川分庁舎3階B32）
占用申請に関する問合せ先 03-6432-7960（直通）伊原

5-3 協定書及び道路占用許可申請書の提出期限

事業者決定後は、速やかに協定を締結し、道路占用許可申請書を担当宛に提出してください。

5-4 費用負担等

駐車場の開設から撤去までに要する一切の費用（道路占用許可及び更新申請、道路工事承認申請及び駐車場等の施工、並びに道路使用許可申請に係る経費を含む）は、全て事業者の負担とします。

【本件要項に関する問い合わせ先】

世田谷区土木部 工事第一課 工務担当 鈴木、篠崎

電話 ０３－６４３２－７９７１

FAX ０３－６４３２－７９９７

令和 7 年 月 日

世田谷区長

(提出者) 住 所
会 社 名
代 表 者
電話番号
(担当者) 所属部署
氏 名
電 話

印

道路予定区域における時間貸し駐車場事業者応募申込書

「道路予定区域における時間貸し駐車場事業者募集」に応募したいので、募集要項の各条項を了承のうえ、関係資料を添えて申し込みます。

記

1. 応募価格等

応募価格（年額）							
千 万	百 万	拾 万	万	千	百	十	－

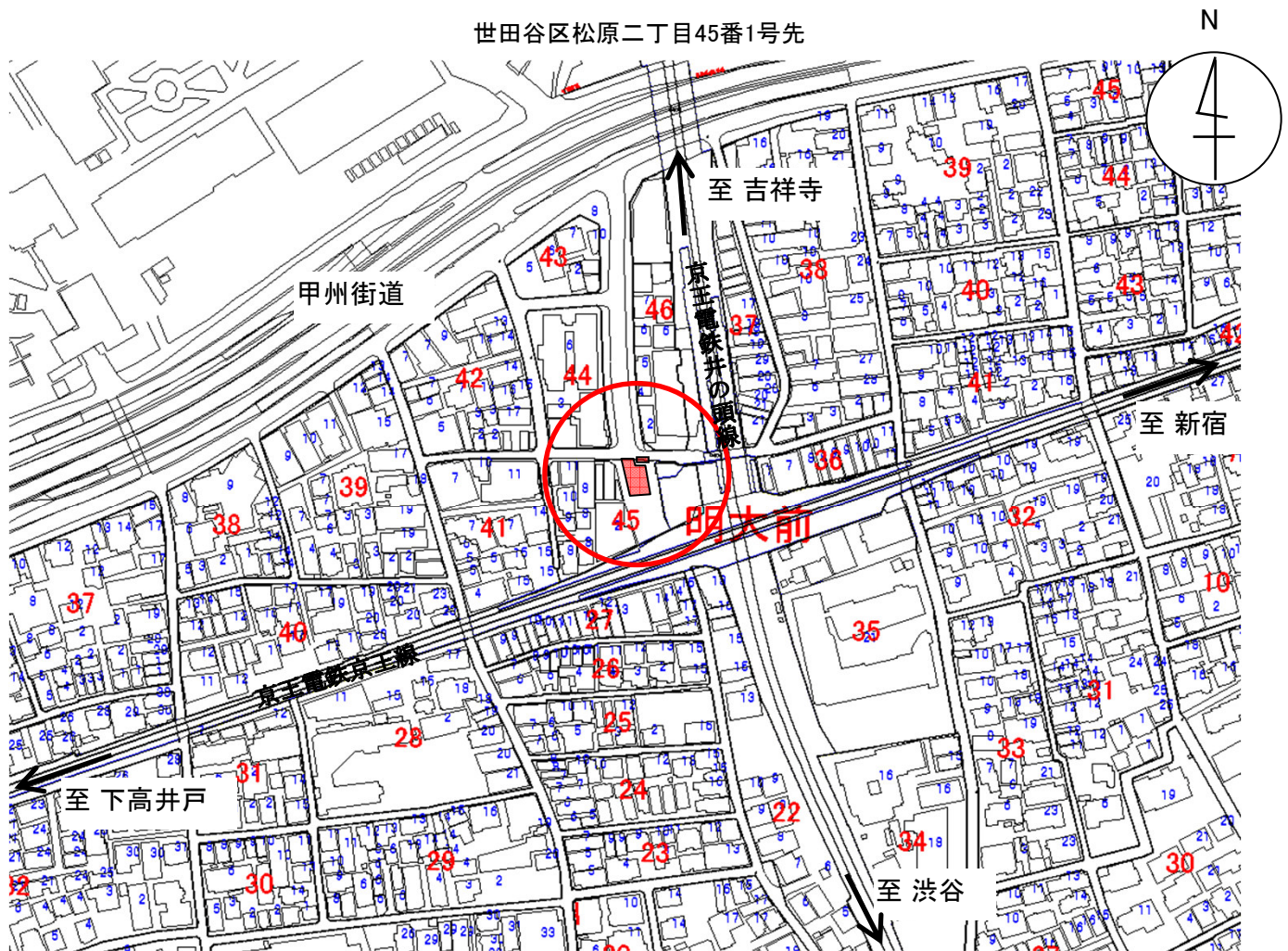
単位：円

2. 添付書類

- ① 登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- ② 財務諸表（直前決算のもの。コピー可）
- ③ 印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）
- ④ 役員等名簿
- ⑤ 誓約書（別紙）
- ⑥ 運営能力を証明する資料

位置図

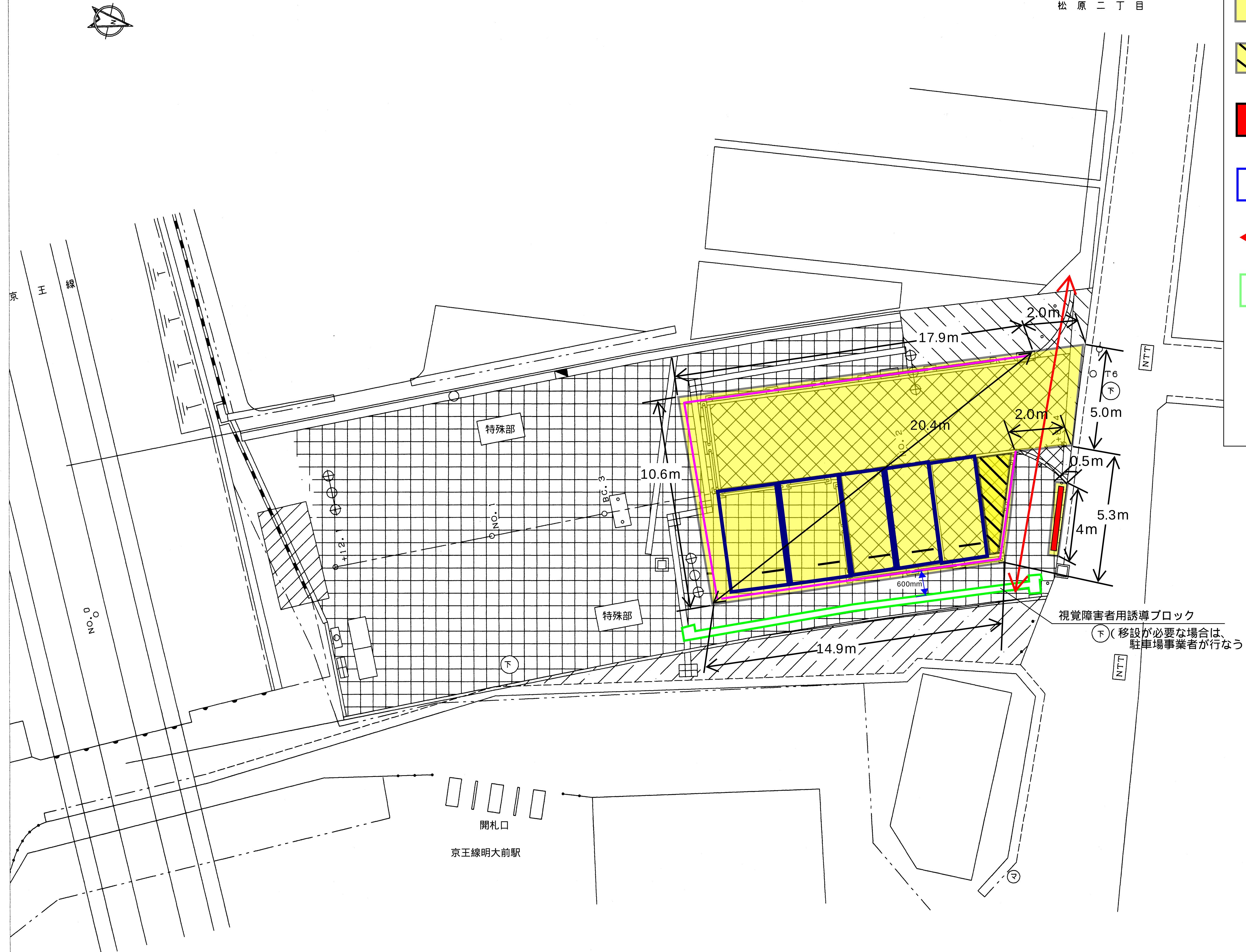
世田谷区松原二丁目45番1号先



平 面 図
S=1/100

松 原 二 丁 目

- : 占用区域用地 (占用面積180㎡)
- : 精算機等の設置が可能な範囲
- : 看板類の設置が可能な箇所
- : 車室 (配置例)
- : 歩行者等の通行を確保すること
- : 視覚障害者用誘導ブロック
誘導ブロックとフェンスは、
600mm離すこと。
- : 脱着式パイプ柵等
(隙間無く囲う箇所含む)
- : 脱着式車止め等



現況の舗装仕様	
凡 例	舗装種別
	歩道舗装 (インタ-ロッキング) t = 200
	歩道舗装 乗入れ部 (インタ-ロッキング) t = 360
	すりつけ舗装 t = 50
	歩道舗装 (インタ-ロッキング) t = 200
特殊部	特殊部 ・分岐樹部 (インタ-ロッキング) t = 40

視覚障害者用誘導ブロック
(下) (移設が必要な場合は、
駐車場事業者が行なう)

誓 約 書

私は、世田谷区が実施する「道路予定区域用地における時間貸し駐車場事業者募集」の応募申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

1. 道路予定区域用地における時間貸し駐車場事業者募集要項 1-6 に定める応募に必要な資格を有しています。
2. 応募に際し、道路予定区域用地における時間貸し駐車場事業者募集要項、その他関係法令をすべて遵守します。
3. 原状有姿で占用許可を受け、現地における舗装やパイプ柵等の付帯施設の撤去等原状変更については、世田谷区の指示に従います。
4. 隣接者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて行ないます。
5. 募集結果に関しては、世田谷区のホームページ等に決定した事業者の名称及び登録住所地在が公表されることに同意します。

令和7年 月 日

世田谷区長

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名・代表者氏名)

実印

応募者氏名 (法人名)	〇〇 〇〇
所在地	〇〇区〇〇 〇丁目〇〇-〇

概 要	
○駐車場施設について 平坦性の確保について ①当社新開発の平坦性が確保できる装置を設置する。 ②フェンスは脱着式にする。 ③.....	
○課金方法について	記入例
○駐車場を空車とする手順	
○管理方法及び体制について 日常管理は、..... トラブル発生時は、.....	

計 画 図	
記入例	